

和解協定書

申立人東京南部労働者組合（以下「組合」という。）及び申立人松浦聡（以下「松浦組合員」という。）と被申立人公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「協会」という。）とは、都労委平成30年不第15号事件（以下「本件」という。）について、下記のとおり協定する。

記

- 1 協会は、組合に対し、平成28年4月19日の■■■事業課課長代理（以下「■■■課長代理」という。）の当時の係長に対する言動により、組合をして本件申立てにつながる疑念を抱かせたが、今後、このようなことのないよう留意する。
- 2 協会は、平成29年2月24日、■■■課長代理が、松浦組合員が作成した起案文書に代えて、起案文書を作成し直して決裁を受けたことにつき、担当者である松浦組合員との意思疎通において適切ではない点があったことを認め、今後、このようなことのないよう留意する。
- 3 組合と協会とは、今後、適正な労働環境の確保及び円滑な業務遂行の実現に向けて、真摯に協議を重ねることを、相互に確認する。
- 4 組合及び松浦組合員は、速やかに、本件審査計画の争点2に係る申立てを取り下げる。

令和2年3月24日

申立人 東京南部労働者

執行委員長 河野 通

申立人

松浦

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

会 長 井 上 博

代理人弁護士

立会人 東京都労働委員会

審査委員 金井 康 雄

参与委員 久保 潤一郎

参与委員 石川 純 彦